

## 青年部 第3回「愛知県と愛産協青年部との意見交換会」

- 日 時：令和6年2月28日（水）午後2時
- 場 所：協会3階会議室（名古屋市中区）
- 参加者：9名（愛知県環境局4名、青年部5名）
- 事務局：2名（専務理事、事務局長）

令和4年度に引き続き、3回目の意見交換会が行われました。当日は、名刺交換から始まり専務理事堀部隆司氏の司会にて進行し、それぞれの自己紹介が行われた後、テーマに沿って意見交換が進められました。

### テーマ1：混合廃棄物の取扱いについて

天野氏 混合廃棄物を選別した後の紙くず、木くず及び繊維くず（排出事業者は処理業者となる）を各品目ごとに専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者に【逆有償として】処理を委託する場合、その廃棄物をどのような解釈で扱えば良いかお伺いします。

県：嶋田氏 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物を処理委託する場合、その処理については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可は必要ありません。逆有償だけで判断するものではありませんが、一般的には逆有償であれば廃棄物になると考えられます。専ら物を扱う処理業者に対して、Manifestの交付は必要ありませんが、専ら物を扱う処理業者において再生利用が行われた場所や実態等は確認していただき最終処分が終わったことを確認して排出事業者にも処理が終わったことを伝えていただきたい。また、専ら物が産業廃棄物である場合は契約書が必要となります。有価物で廃棄物でないなら廃棄物処理法の対象外となります。

### テーマ2：専ら物の解釈について

天野氏 専ら物については、令和5年2月3日付けの環境省通知と同年4月10日付けで当該通知に対する事務連絡が発出されている。確認のために、通知文の解説をお願いします。

県：服部氏 専ら物は専ら再生利用の目的となる



廃棄物であり、廃棄物のカテゴリの中に専ら物が含まれます。法律上は、専ら物の処理を委託する場合は、処理業の許可なく取り扱うことができ、Manifestの交付も必要ありません。専ら物の品目は、昔の廃棄物処理法が制定された当時の通知から古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維の4品目となります。それを受けての通知になりますが、令和5年2月3日付けの文書では、「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者は、その業を行うに当たっては廃棄物処理業の許可は要しないとされている」となっていますが、おそらく「一般廃棄物又は産業廃棄物のみ」のところの解釈が自治体によってゆらいでいたために文書が発出されたのではと考えられます。昔から金属くずだけを扱っている業者だけでなく、金属くずの他に廃プラ、廃油、汚泥等を再生利用をしていた業者でも、金属くずを圧縮等して鉄鋼原料に再生利用されるのであれば、その部分の許可はなくても良いということになります。再生利用は、基本的にマテリアルリサイクルが該当すると捉えており、サーマルリサイクルでエネルギー回収等する場合は一般的には該当しないと考えられます。

宮下氏 マテリアルリサイクルというのは通知文か何かで明確になっていますか。

県：服部氏 明確な書き方はされていませんが、廃棄物処理法が作られた当時の通知を読む限り、昔から古紙等の専ら物を扱う業者については、改めて許可の網を被せなくても適正に再生利用されていたことから、許可を取らせる必要はないと解釈されていたと捉えています。

宮下氏 法の網をかぶせていないとのことですが

## 司会



事務局  
専務理事 堀部 隆司氏

## 愛知県環境局資源循環推進課



産業廃棄物グループ  
主査 服部 翔吾氏



一般廃棄物グループ  
主査 大野 卓夫氏



指導グループ  
主査 嶋田 深志氏



監視グループ  
主査 大久保 利哉氏

## 愛知県環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室

## (一社) 愛知県産業資源循環協会 青年部



会長 天野 晃明氏  
岡崎技研(株)  
代表取締役



副会長 松永 宰氏  
(株)三洋商店  
マテリアル事業部長



副会長 宮下 雄一郎氏  
(株)石川マテリアル  
取締役



会務 東久保 翔平氏  
(有)愛知環境センター  
代表取締役



幹事 富田 康祐氏  
(株)富田商店  
ディレクター

が、令和5年4月10日付けの環境省事務連絡で「廃棄物は、不要であるため占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあるから法に依る適切な管理下に置くことが必要」とありますが、専ら物は廃棄物処理法から対象外とされているのでしょうか。

県：服部氏 マニフェストと許可は対象外となっていますが、産業廃棄物であれば契約は必要となりますので、完全に対象外とされているわけではありません。

司会 この文書を見ると、専ら物についても一律に許可を必要とする事例が把握されたことから解釈の明確を図るために文書が発出されたもので、従前の解釈を変更するものではないとなっていますので、そういう事例があったと考えられます。

### テーマ3：車載型リチウムイオンバッテリーの安全対策について

松永氏 現在、車載リチウムイオンバッテリー（以下「LIB」という。）の処理については、廃棄物処理法の広域認定を受けているため、自動車再資源化協力機構（以下「JARP」という。）が回収～処理の窓口となっています。しかし、LIBの取外し～保管に関しては、そのフローに関わる災害リスクを含めて自動車リサイクル法（以下「自り法」という。）の解体業者が担う形です。身近な事例においても、直近3年で2件のLIB由来の火災事故があり、特に保管については安全性の担保のため、相応

の管理をしなければなりません。自り法において安全対策を含めた費用負担になっているかどうかについてお伺いします。また、自り法の中での作業ではありますが、処理基準や保管基準は廃棄物処理法の規制を受けることとなるので、安全対策についての見解をお伺いします。

県：嶋田氏 自り法のリサイクル料金の対象は、シュレッダーダスト、エアバック、フロンの処理費と管理費となっており、LIBを取り外した解体業者にリサイクル料金が直接バックされるものではありませんが、リサイクル料金の余剰金でLIBのリサイクル枠を作っていると聞いています。LIBは、引火性廃油が含まれているので危険性が高く、取り扱いには注意が必要ですが、平成24年の自り法の規則改正で取り外すこととなっています。廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物の保管基準や処理基準だけでなく、メーカーも詳細なマニュアルを定めているのでそれに従って取り扱い、広域認定制度の回収ルートにのせていただきたい。

松永氏 広域認定制度の回収ルートにのらないものの再資源化は現状では難しく、ほとんど焼却や埋立となっていると思います。また、県内での処理は現状では難しく、県外の業者に出している状況です。県では保管や処理の状況に対して何か指導を考えていますか。

県：嶋田氏 具体的なことはまだ考えていませんが、今後の社会情勢を見て確認していくこととなり

ます。

司会 LIBの回収・処理はJARPが広域認定を取得し、無料で行っていますが、先程の余剰金がこれに充当されていると考えていいですか。

県：嶋田氏 そうだと思います。

司会 解体業でLIBを取り外す際の料金はどうなっていますか。

松永氏 基本的に使用済自動車は有価物扱いで買取りの形になっています。事前調査で解体方法や保管が難しい場合には、料金をいただくことは可能ですが、商習慣上難しい状況です。現状は量が少ないので無料で回収されていますが、これから増えてきた時に保管等の問題も出てくるので行政のお考えを聞いてみました。

#### テーマ4：個人からの廃棄物の引き取りについて

富田氏 古紙、金属、廃油等の有価物について法人ではなく個人の方から処理に困っていると、引き取り依頼をいただくことがあります。その場合有価物もしくは無償で引取りすることに問題があればご教示願います。問題ないとして、その際に満たすべき条件や手順など注意する点について併せてご教示願います。例えば、対個人でも何かしら契約書類の作成が必要、無償ならいい、買取する事が必須、持ち込んでもらうならよい等です。

県：大野氏 事業活動に伴わない個人から排出された廃棄物ということでお答えします。また、有価物は廃棄物処理法の対象外となります。有価物が廃棄物かは、物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思を総合的に判断します。専ら物以外の廃棄物であれば一般廃棄物となり、処理するためには一般廃棄物処理業の許可が必要となります。

天野氏 コロナ以降、個人から昔事業活動をやっていた時の廃棄物が出てくる事例が増えています。コロナ期間中に時間があって整理したとのこと。

県：大野氏 同様な相談が県にもありますので、確認してもらいたいです。

宮下氏 有価や無償の場合でも総合判断するのですか。総合判断した事例はありますか。

県：大野氏 有価でも無償でも同じです。有価物であれば管理されて市場が形成されていると考えています。

#### テーマ5：電子マニフェスト使用時の携帯書類について

東久保氏 電子マニフェスト使用時の収集運搬業務では、許可証の写し、電子マニフェスト加入証の写し、マニフェスト代わりの受渡確認票又は電子情報の3点の携帯義務があります。JWNET又はイーリバース使用時は、電子情報により開示できますが、処分業者搬入時に、紙媒体による受渡確認票を要求する処分場があります。また、排出事業者の多くは、紙媒体による受渡確認票（運搬業者、処分業者各1枚）を運搬担当者に預け、後にそれを返送するよう指示してくるところもあります。については、県内の排出事業者及び産業廃棄物処理許可業者へ県通知により、携帯義務についての認識を統一していただきたい。

県：嶋田氏 受渡確認票の返送は、廃棄物処理法の規定外のことで、排出事業者がしっかりと確認したいとの行為であるので、禁止することは困難だと考えます。排出事業者と処理業者との間で整理しておいてほしいと考えています。法令で定められていることについては、様々な機会を利用して周知していきたいと考えています。

司会 電子マニフェストを使用しているある業者から同じ現場に2台でいかなければならない場合があり、1台には書類を備付けてあるが、書類が備え付けてある車両が先に他の現場に行かなくてはならない場合にどうした良いかと相談をうけたことがある。その場合に残された1台にはスマホで写真を撮っておいたらと回答したことがあるがいかがでしょうか。

県：大久保氏 その場合にはもう1台にも写しを備付けておくべきと考えられます。

#### テーマ6：木くずの移動式破碎施設について

宮下氏 木くずの移動式破碎を下請業者が委託して受ける場合について、4点についてお伺いし、要望させていただきます。

- ①許可を受けた業者が移動式破碎をする行為は、廃棄物の委託か、破碎行為のみの委託かお伺いします。つまり、破碎前・後の木くずの処理責任者が、元請業者なのか破碎受託業者なのか、若しくは契約条件で任意に選べるのかお伺いします。
- ②建設工事で、下請として破碎行為を行う場合、これは移動式産業廃棄物処理業許可だけでいいのか、建設業許可も必要になるのかお伺いします。

③移動式破碎を行う場合、マニフェストの発行が必要かお伺いします。移動式破碎の場合、元請業者の管理下で処理が完結するので、そもそもマニフェストは不要なのではないかと思えます。もしマニフェストが必要な場合、どの頻度・単位で発行すべきかもお伺いします。

④破碎後のチップを場内利用する場合、どの時点で有価物と考えるかお伺いします。造成工事であれば1年～2年以上の工期は普通ですが、伐採・破碎は工事の初めの頃に行われます。しかし、そのチップの利用は、造成法面へのマルチングや樹木植栽時のマルチング等、工期の最後の頃に利用されます。破碎チップの状態で、1年以上現場で保管することもあります。この保管は、廃棄物処理法上の廃棄物の保管にあたるのか、有価物の保管にあたるのかもお伺いします。

最後に要望ですが、申請から許可の取得までにある程度の期間が必要な移動式破碎施設許可と、発注され、受注してから施工までの期間が短い建設業において、政令市毎に許可を取得するのは困難なため、収集運搬業許可の合理化と同様に移動式破碎施設許可についても県の許可を取得すれば、県内の政令市の許可を取らなくても良いようにしていただきたい。

県：嶋田氏 工事現場の状況、破碎前後の状況、破碎後物の形状・排出状況、契約の状況も違うので、一律の判断は難しいと考えています。具体的な工事現場の状況により、個別に判断させていただきたいので県の出先機関へご相談いただきたい。

宮下氏 施設許可は設置場所が限定されますか。

県：服部氏 愛知県の許可エリア内の工事現場で移動式破碎施設を使用する場合には、15条の施設設置許可が必要となり、下請け業者が元請業者から委託を受けて行う場合には処分業の許可も必要となります。破碎施設（移動式）という許可を出すことになり、一度許可を取得すれば、その後は現場ごとに施設設置許可を取る必要はありません。

司会 ①は破碎だけやってくれと言った場合はどうなるかを聞いています。また、③、④にも関わりますが、工事が長期間にわたる場合、処理後物の保管やマニフェストはどうするのかを聞いています。廃棄物処理法上は契約で処理責任を決めておけばよいという話にはならないと思いますので、個別判断はいいですが、一般的にはどのようになりますか。

県：嶋田氏 中間処理であれば処理後物も処理業者の廃棄物となりますが、移動式破碎施設について

は、工事現場ごとの運用となるので、一般的にはお答えできません。

宮下氏 問題事例はありますか。

県：嶋田氏 県内で問題事例は承知していません。

司会 ④のチップをマルチング材に利用するのも、長期の工事が終わった後に利用されるので、その間、元請業者が管理していたということも聞いたことがあります。これもケースバイケースということですね。

県：嶋田氏 そのようなことも聞いたことがありますが、あまりに長い期間置いておくと性状が変わってしまって、悪臭や汚水等を発生したりする場合もありえるので、ケースバイケースで判断していくことになります。

宮下氏 元請業者が移動式破碎施設を設置する場合も許可がいらいますか。

県：服部氏 元請業者が移動式破碎施設を設置する場合は、この施設が許可が必要な施設に追加されたときに経過措置があり、事業者が設置する場合は、当分の間、許可をとらなくてよいこととなっています。元請業者が現場に施設を設置し利用する場合は、許可なしでできます。

県：服部氏 ②について、県の都市交通局都市総務課建設業不動産業室に確認したところ、請負契約をしているかどうかで判断するとのことでした。産業廃棄物の木くずを破碎しチップを作るのみで、工作物を作らなければ建設業の許可はいりませんが、チップでマルチングして敷設する場合は建設業の許可が必要と聞いています。下請業者が移動式破碎施設を設置する場合は、施設設置許可及び処理業許可が必要となります。

県：服部氏 要望については、移動式破碎施設は積替え保管を伴わない収集運搬業の許可に比べて環境への影響が大きいので、政令市も施設の詳細な内容を知っておく必要があるので、収集運搬業許可と同じにはならないと考えます。法の規定が変わらない限り、自治体の判断で政令市の許可不要にはできません。

意見交換会が初めての方もおられ、緊張感がありましたが、次代を担う青年部の皆様からはしっかり意見や要望を伝えることができました。さらにテーマに沿った意見交換後も資源循環をしていく中での動静脈連携の在り方等について考えを伺うこともでき、有意義な意見交換となりました。